

危機管理室長の配置についての決議

南海トラフ地震の発生が予想される中、災害発生時に対策本部の中心となり指揮を執るべき危機管理室長が水道・下水の復旧対応等の指揮を執るべき水道部長を兼務することは、いち早く対応をすることが求められる災害現場において、遅れが生じることを危惧するものである。

また、水道部の事務所は出先に位置しているが、危機管理室長が水道部長を兼務することに伴い平常時・災害時ともに水道部の事務所に部長が不在となる中、業務継続計画（地震対策編）において、水道部の職員は非常時優先業務に当たるため、本計画の対象範囲から除外されているが、それほど緊急性が求められる業務の指揮を課長が執るということは、危機管理上及び組織の指揮命令系統の考え方からしても問題がある。

以上の理由から、災害時において市民の生命、身体、財産を守る最善の対応をするためにも、危機管理室長が水道部長を兼務することについては再考し、令和6年6月定例会までに回答を求める。

以上、決議する。

令和6年3月18日

江南市議会